

松江市告示第 502 号

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 10 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰に直面する市民の経済的負担を軽減するため、次条に定める補助対象者に対し、予算の範囲内で松江市民生活支援緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上水道未使用世帯 本市の未給水地域にあって上水道を使用できない世帯又は上水道区域内にあって井戸水、谷水等の上水道以外の施設等のみを使用し、上水道を契約していない世帯をいう。
- (2) 宍道町下水道未接続世帯 宍道町に居住する者であって本市の下水道を使用していない世帯をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、上水道未使用世帯及び宍道町下水道未接続世帯であって、令和 4 年 9 月 1 日（以下「基準日」という。）に本市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主とする。ただし、同一住所地に複数の補助対象者を含む世帯がある場合は、いずれか一の補助対象者が補助金の交付の申請をするものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の表に掲げる、本市の 1 人当たりの平均水道使用量を基に世帯員数（基準日に本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）に応じて算出した、2 か月分の水道料金に相当する額とする。

世帯員数（人）	補助金の額（円）
---------	----------

1人	2,600円
2人	4,000円
3人	6,400円
4人	8,800円
5人	11,300円
6人	13,800円
7人	16,400円
8人	19,000円
9人	21,700円
10人	24,300円

2 本市の同一住所地に複数の世帯が居住している場合の世帯員数の計算方法は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりする。

- (1) 本市（宍道町を除く。）に居住し、同一住所地に複数の上水道未使用世帯がある場合 当該複数の世帯人数を合算
- (2) 宍道町に居住し、同一住所地に複数の下水道未接続世帯がある場合 当該複数の世帯人数を合算
- (3) 本市（宍道町を除く。）に居住し、同一住所地に複数の世帯がある場合であって、一の世帯が上水道契約世帯、それ以外の世帯が上水道未使用世帯である場合 上水道未使用世帯の世帯人数を合算
- (4) 宍道町に居住し、同一住所地に複数の世帯がある場合であって、一の世帯が下水道接続世帯、それ以外の世帯が下水道未接続世帯である場合 下水道未接続世帯の世帯人数を合算  
(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市民生活支援緊急対策事業補助金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の本人確認書類の写し（補助対象者のみ）
- (2) 通帳等（金融機関名、店名、口座番号、口座名義人等が確認できるページ）の補助金振込口座が確認できる書類の写し

2 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、前項の申請書兼請求書及び添付書類の提出により、その提出があったものとみなす。

(補助金の交付の決定及び確定)

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）又は松江市民生活支援緊急対策事業補助金不交付決定兼確定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第 7 条 規則第 11 条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条 市長は、第 6 条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（交付の決定及び確定の取消し）

第 9 条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 10 月 20 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(あて先)松江市長

## 松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり松江市民生活支援緊急対策事業補助金を申請し、及び請求します。

なお、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、交付を受けた補助金の全額又は一部を速やかに返還します。

同意・誓約事項(□に✓をつけてください。)	
<input type="checkbox"/>	市上水道・宍道町下水道以外の施設等のみを使用しています。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付に係る審査のため、市が居住状況を調査し、及び水道・下水道契約状況を関係部署(松江市上下水道局、斐川宍道水道企業団等)へ照会することに同意します。
<input type="checkbox"/>	偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、補助金を返還します。
<input type="checkbox"/>	同一住所地に、他の世帯の世帯主がいる場合は、この申請及び請求について、調整済です。

以上のことに同意・誓約の上、補助金の交付を申請します。

【申請・請求者】世帯主で請求してください。(世帯人数は令和4年9月1日に松江市に住民登録がある方)

(フリガナ) 世帯主氏名	住所又は所在地	生年月日(世帯主)	世帯人数
	〒 - 松江市 日中に連絡可能な電話番号 - -	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	人

同一住所内に 複数の世帯がある場合	(フリガナ) 別世帯の世帯主氏名	生年月日(別世帯主)	世帯人数
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	人

【振込口座記入欄】原則、申請・請求者の口座とします。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。通帳番号の誤りがあると、交付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	口座番号 (右詰めでお書きください)	フリガナ
			口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座	

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	フリガナ
	(6桁目がある場合は、※欄にご記入ください)	(右詰めでお書きください)	口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上また、キャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	※ 1 0		

裏面に添付書類を張り付けてください。

## ①申請者本人確認書類(世帯主)コピー貼り付け

・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードのコピー(顔写真の面のみ)等いずれか1つ

## ②申請者の振込先金融機関口座確認書類コピー貼り付け

・金融機関名、店名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳、キャッシュカードのコピー等いずれか1つ

※市確認欄 次の欄は、記入しないでください。

基準日(令和4年9月1日)に松江市の住民基本台帳に記録されているか		適・否
区分	<ul style="list-style-type: none"><li>・松江市上下水道局給水契約者</li><li>・宍道町在住者(下水道接続世帯)</li><li>・松江市上下水道局未契約世帯・宍道町下水道未接続世帯</li></ul>	

様式第2号（第6条関係）

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった松江市民生活支援緊急対策事業補助金については、書類審査の上、交付を決定し、下記のとおり補助金の額を確定したので、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	松江市民生活支援緊急対策事業補助金
交付決定兼確定額		円	
交付条件			

(注) 上記の交付決定兼確定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

松江市民生活支援緊急対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松江市民生活支援緊急対策事業補助金の交付については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 理由

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

松江市長 氏 名

松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付決定兼確定取消通知書

年 月 日付けで交付決定兼確定した松江市民生活支援緊急対策事業補助金については、下記のとおり交付決定兼確定を取り消したので、松江市民生活支援緊急対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定兼確定額
- 2 補助金の交付決定兼確定取消額
- 3 取消理由